

質問回答書

No.	② 質問タイトル	③ 資料名	④ 頁数	⑤ 行数	⑥ 項目	⑦ 質問	回答
1	ウェブページ	公募設置等指針	8	10	1_3_プロジェクトマネジメント業務(2)ブランディング業務	本事業全体のウェブページを整備とありますが、現在のウェブページを引き継ぐのではなく、新たにウェブページを構築し運営するという意味で宜しいでしょうか。	ウェブページは新たに構築し運営していただきます。
2	公募対象公園施設(設置)の地位の承継について	公募設置等指針	8	21	3_(1)_表内 公募対象公園施設(設置)整備・運営業務	構成企業が公募対象公園施設(設置)の整備・運営業務を行う場合は、認定計画提出者から地位の承継を行うこととされていますが、具体的手続きや対応について、ご教示頂けますでしょうか。	公募設置等計画の認定後、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者の地位を承継することとなります。具体的な手続き等については、選定後に本市と協議することを想定しています。
3	設置許可施設(任意提案)の取扱	公募設置等指針	8	40	3_(1)_表内 設置許可施設及び管理許可施設整備・運営業務	本施設については、荒崎公園におけるPark-PFI事業の公募対象公園施設、という位置づけである、と考えてよろしいでしょうか。	Park-PFIの範囲に荒崎公園は含まれません。
4	荒崎公園内の特定公園施設整備について	公募設置等指針	9	16	3_(2)_②荒崎公園	荒崎公園内において、特定公園施設を整備することは可能でしょうか。管理許可施設(任意提案)については、あくまで既存の公園施設のみを対象としているのでしょうか。	荒崎公園内に特定公園施設を整備することは不可です。公園施設設置許可による事業者負担での公園施設新設等を行う提案も可能です。
5	設置許可期間	公募設置等指針	10	8	2_3_(3)_②公募対象公園施設(設置)の設置許可期間	認定計画提出者は設置許可期間の終了前に、10年間の設置許可の更新を申請することとし、本市はその許可を与えることとする。とありますが、10年間の更新は絶対でしょうか。また20年とすることは可能でしょうか。	認定計画提出者には必ず10年間の設置許可の更新を申請していただくこととします。その際、都市公園法第5条の7第2項に基づき、本市は許可を与えます。また、同法第5条第3項の定めにより、一度の申請につき設置許可期間は10年を超えることはできません。
6	不可施設	公募設置等指針	12	12	3_1_(1)設置又は管理可能な公園施設の種類	公園利用を著しく阻害するような施設など対案を認めない施設の記載がありますが、何か想定されている施設等あれば、お教えください。	現時点で想定はありません。
7	公募対象公園施設の設置可能な建築面積について	公募設置等指針	12	18	1_(2)_①設置可能な建築面積	設置可能な公募対象公園施設(設置)の建築面積について、基準となる数値28,132㎡の根拠をお教えいただけますでしょうか。本公園においては、Park-PFI事業を活用した場合においても、公園施設の建ぺい率については、合計で10%を上限とする、ということでしょうか。	Park-PFIを活用した場合に設置可能な公園施設の建蔽率を踏まえ、設定しています。後段についてはご理解の通りです。
8	特定公園施設等の設置可能な建築面積について	公募設置等指針	12	18	1_(2)_①設置可能な建築面積	公募対象公園施設(管理)を含む特定公園施設の設置可能な建築面積については特段の定めはないものと考えてよいのでしょうか。もしくは通常の都市公園法、御市都市公園条例等に定められた基準内で整備すべきでしょうか。	横須賀市都市公園条例の範囲内で提案してください。
9	キャンプ施設の分類	公募設置等指針	12	33	3_1_(2)一②公募対象公園施設(設置)	設置キャンプ施設(炊事場など)とP.13の公募対象公園施設(管理)の必須提案施設キャンプ場及び、改修・移設及び機能を引き継いだ代替え施設への変更・整備可能なキャンプ管理棟、キャンプ棟の違いはどのような違いを具体的に想定されていますでしょうか。	施設内容としての違いは想定していません。既存のキャンプ施設を踏まえ、機能及び機能の拡充の提案をしてください。
10	アミューズメント機能	公募設置等指針	12	37	3_1_(3)一②公募対象公園施設(設置)	アミューズメント機能とは、ゴーカートやおもしろ自転車などの有料遊具施設の認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

11	集客機能	公募設置等指針	12	38	3_1_(4)一②公募対象公園施設(設置)	集客機能とは、具体的に何を想定されていますでしょうか。施設のことでしょうか、イベントのことでしょうか。	施設やイベントに限らず、幅広い年齢層の人が活動し、週間や年間を通して楽しめる機能を想定しています。一つの施設が複数の機能を兼ねる提案も可とします。
12	管理許可使用料	公募設置等指針	14	13	3_4_(2)管理許可使用料の額の最低額	管理許可使用料は消費税を加算する必要がありますか。	記載の額には必要な税を含んでいます。
13	設計	公募設置等指針	15	1	3_5.特定公園施設等の建設に関する事項	測量や地質調査などの記載がありませんが、設計等に際しては必要と考えられるため、別途業務として測量・調査等は実施される予定でしょうか。また、その内容をお教えください。	測量・地質調査等は既に行っており、参考資料に内容を示しています。参考資料の受領を希望する場合は、公募設置等指針第3章10.(2)①に示す手順を参照のうえ事務局までご連絡ください。
14	DB対象施設としてのインフラ施設の範囲	公募設置等指針	15	26	5_(1)_③DB対象施設の種類と整備内容	DB対象施設は、特定公園施設としてのインフラ施設が対象になるという理解でよろしいでしょうか。よって、公募対象公園施設(管理)のためのインフラ施設も含まれ、ただしその場合も子メーター等の設置は義務付けられる、という理解でよろしいでしょうか。	DB対象施設は、基盤整備及び新たに整備するインフラ施設が対象となります。ただし、公募対象公園施設(設置)への引き込みについては対象外となります。
15	DB対象施設の設計・建設業務の契約方法について	公募設置等指針	16	2	5_(2)特定公園施設の建設に要する費用	DB対象施設の設計・建設について、一体の契約を想定しているものと理解しますが、設計、建設をそれぞれ別の契約として締結、進めることは可能でしょうか。	原則一体の契約とします。
16	特定公園施設の整備費の還元金額について	公募設置等指針	16	5	5_(2)	公募対象公園施設の収益について、「市が想定する特定公園施設の整備費1,112,852千円に対して10%以上の還元額を提案すること」とあるが、20年の事業期間全体で当該金額を還元すればよいか。	特定公園施設譲渡等契約において、認定計画提出者が提案する還元額を含んだ金額で契約することとなり、20年間で還元ではありません。なお、収益還元の原資としては、公募対象公園施設の収益やVEを含みます。
17	利便増進施設の種別について	公募設置等指針	16	14	6_(1)看板又は広告塔	「看板」及び「広告塔」に関する明快な定義、違いを整理した資料等はありませんでしょうか。	「看板」及び「広告塔」について定義を整理した資料等はありませんが、他の構造物の壁面等に設置されている場合は「看板」、広告物として自立している場合は「広告塔」とし、事例ごとに判断しています。
18	看板	公募設置等指針	16	17	3_6_(1)看板又は広告塔	地域に関する情報や広告は可とされていますが、地域の自治活動やイベント等の告知を掲示板等で掲載することが可能であり、地元企業でも特定企業を大々的に告知することは不可という認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
19	地域連携	公募設置等指針	1	15	はじめに	荒崎公園は、長い海の手公園との「連携強化」を図ることが求められているが、その目的のため、施設の整備・改修の内容として想定されているものがあればお教えいただきたい。	荒崎公園については、市として整備する想定をしているものではありません。連携強化に資する取組の提案を期待しています。なお、施設の提案を行う場合は、荒崎公園が風致地区に含まれることに十分に留意して提案してください。
20	指定管理料	公募設置等指針	17	3	3_7_(1)指定管理者の選定	指定管理料の上限額及び本事業の運営段階で負担する上限額の記載がありますが、両項目を上限額にて比較した際、98,269千円/年が使用料として横須賀市へ支払う下限という認識で宜しいでしょうか。	管理許可期間と設置許可期間が異なるため、使用料の事業期間中の合計額が条件を満たすように提案してください。
21	御市が運営段階で負担する金額の上限について	公募設置等指針	17	9	7_(1)指定管理者の指定	認定計画提出者が支払う使用料の合計額には、建設期間中の使用料も含まれる、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
22	特定公園施設の引渡し	公募設置等指針	11	11	3_(4)事業スケジュール	特定公園施設の完成及び特定公園施設の譲渡契約締結・引渡し令和4年3月と令和5年3月の2回ありますが、各回において完成及び引渡しする特定公園施設は、事業者の提案という理解でよろしいでしょうか？令和4年3月の引渡し対象施設はなしの提案も可能でしょうか？	令和4年3月の引渡し対象施設がない提案も可能です。

23	特定公園施設引渡し	公募設置等指針	11	22	2_3_(4)事業スケジュール	※特定公園施設の完成、特定公園施設の譲渡契約締結・引渡しは一回にまとめることもできる。とありますが、令和4年3月までに完成したものを先に引き渡しても、令和5年3月にまとめても良いという認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
24	御市が運営段階で負担する金額の上限について	公募設置等指針	17	9	7_(1)指定管理者の指定	御市が運営段階で負担する金額について、年間での上限が定められているのは指定管理料のみ、という理解でよろしいでしょうか。	施設修繕費についても年間上限額を定めております。
25	運営段階での市の負担金額について	公募設置等指針	17	9	7_(1)	「認定計画提出者及び指定管理者等が本市に支払う使用料」とは、設置管理許可使用料・指定管理者の自主事業による使用料ほか一切の使用料を指すと考えてよいか。	ご理解の通りです。
26	施設修繕費	公募設置等指針	17	13	3_7_(2)施設修繕費	施設修繕費(毎年度29,424千円)とは、指針上記(1)指定管理者の指定における指定管理料に含まれない金額でしょうか。また29,424千円は税込でしょうか。	ご理解の通りです。
27	業務担当企業のJV対応について	公募設置等指針	18	13	10_(1)_①_ア 法人やグループに係る事項	各業務の担当企業においては、建設を始め、複数企業でJV(共同事業体)を構成して遂行することも想定されるが、この場合のJVを構成する企業はすべて本事業における「構成企業」として取り扱うことになるのでしょうか。	ご理解の通りです。
28	応募者の構成及び資格について	公募設置等指針	18	16	10_(1)_①_ア	構成企業として参加するための役割として、役割が列挙されているところに直結しない企業の参画は可能でしょうか。また、上記により参画が可能な場合、条件等(実績の提示など)はございますでしょうか。	公募への参加資格に示す役割に該当しない企業については、協力企業として参画していただくことを想定しています。その場合、参画にあたっての条件はありませんが、関心表明書を添付していただくことも可能です。
29	応募者の構成及び資格について	公募設置等指針	18	16	10_(1)_①_ア	本事業への参加資格に関して、同一の業務を複数社で実施する場合は、少なくとも1社が必要実績を有していれば参画可能との認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
30	指定管理者の地位の承継について	公募設置等指針	18	34	10_(1)_①_ア⑥指定管理業務の役割にあたる構成企業	Park-PFI事業において、認定計画提出者が指定管理者とされ、指定管理業務担当企業と異なる場合は、指定管理者としての地位の承継等を実施することになるのか。	指定管理者の地位は原則として承継することはできません。指定管理者には指定管理業務担当企業が指定されることを想定しています。なお、認定計画提出者と指定管理業務担当企業が同一であることも可能です。
31	指定管理業務担当企業について	公募設置等指針	18	34	10_(1)_①_ア	指定管理業務担当企業は複数の企業(共同事業体等)で請けることは可能でしょうか。また、その場合はそのうち1社が資格条件の実績を有すればよいと理解でよろしいでしょうか。	共同事業体で指定管理者の指定を受け、指定管理業務を実施していただくことは可能です。その場合、共同事業体を構成することとなる企業は、本提案における構成企業として位置付けて提案してください。後段については、ご理解の通りです。
32	構成企業の計画的な変更について	公募設置等指針	20	6	10_(1)_③応募グループの構成企業の変更	事業によっては、構成企業の変更が予め想定される場合などもあり、提案書や公募設置等計画において、予め明示し、承諾を受けた場合においては、構成企業の変更は認められる、という理解でよろしいでしょうか。	止むを得ない場合を除き、構成企業の変更及び追加はできません。認定計画提出者の地位の一部を構成企業が承継する予定がある場合は、提案書に記載してください。
33	競争的対話等の早期実施について	公募設置等指針	22	10	10_(2)_⑤競争的対話の実施	競争的対話において、公募設置指針等の要件を満たしているか否かについての確認などを実施するとした場合、その後参加申請までは約1カ月ほどしかなく、事業提案を取りまとめるための時間が十分にあるとは言えません。本質疑回答に対する確認や再質問等の必要性も考えられるため、競争的対話の時期を早める、あるいはその他事務局との対話等の機会を、例えば9月中に設けて頂くことはできないでしょうか。	現案の通りとします。
34	競争的対話について	公募設置等指針	22	10	10_(2)_⑤	参加登録は「構成企業が確定している必要はない」とのことですが、参加登録時にまだ確定していない構成企業は競争的対話に参加することはできるのでしょうか。	参加可能とします。競争的対話の詳細な実施方法については、後日ホームページで公表します。

35	施設修繕費	公募設置等指針	17	16	3_7_(2)施設修繕費	30万以上の修繕を実施する場合は2者以上の見積と貴市の承認を得ることとなりますが、緊急性の高い事案に関しても同様でしょうか。※人命に関わる事案や修繕せずに放置することによりリスクが拡大することがあるなど	原則、2社見積もり取得したうえで、修繕を行うよう努めてください。また、人命にかかる事案の場合は現場への立ち入りを制限等を行いリスク抑制に努めるとともに、市と協議してください。
36	競争的対話時の準備資料	公募設置等指針	22	10	10_(2)_⑤ 競争的対話の実施	公募設置等指針等の要件を満たしているか否かについてあらかじめ確認すること等を目的に競争的対話を実施する。とありますが、競争的対話の際に提案者が準備する資料等の内容に関して先にご教示いただけますでしょうか。	競争的対話の詳細な実施方法については、公募等設置指針を修正し、ウェブサイトにて9月25日に公表します。
37	参加の辞退	公募設置等指針	23	2	3_10_(2)_⑧参加の辞退	本事業への参加登録後に参加を辞退する場合はとありますが、参加申請もしくは参加登録のどちらでしょうか。また基本協定の締結前であれば、何らペナルティなく辞退は可能でしょうか。	前段については、参加登録後には辞退届の提出が必要です。公募設置等指針の記載を修正します。後段については、ペナルティなく辞退は可能です。
38	工事スケジュールの制約について	公募設置等指針	24	8	10_(6)工事スケジュール	現指定管理者による運営期間中に各種工事が実施されることとなるが、公園の一部閉園や全面閉園に対する制約等について、現時点で明らかになっている条件はありますでしょうか。	現時点での制約条件はありません。ただし、公園の利用が可能な限り継続可能な工事スケジュールを提案してください。詳細な条件については、市、現指定管理者及び認定計画提出者で協議のうえ決定することとしています。
39	保証金	公募設置等指針	24	15	3_10_(7)_①保証金	保険料での対応でも宜しいでしょうか。	保険での対応も可とします。
40	原状回復	公募設置等指針	26	2	3_10_(7)_⑧管理許可施設の管理許可	事業期間終了時まで原状回復とありますが、どの程度を想定していますか。	提案内容によるため、現時点での具体的な想定はありません。
41	リスク分担	公募設置等指針	27	8	3_10_(9)_①リスク分担	上記以外の法令等の変更の負担者が認定計画提出者及び指定管理者となっておりますが、将来の法令改正や法令変更が発生した場合の既存設備不適合による改修費や法定点検項目の追加による増額の費用負担はどのような取り扱いになりますでしょうか。	原則として認定計画提出者及び指定管理者の負担となります。ただし、市の所有施設については市の負担とします。
42	不可抗力	公募設置等指針	27	15	3_10_(9)_①リスク分担	不可抗力による業務の変更の場合のリスクはすべて認定計画提出者負担となりますでしょうか。別途協議は可能でしょうか。	現案の通りとします。
43	物価・金利変動リスクについて	公募設置等指針	27	18	(9)_①	DB対象施設の請負契約以外は全て事業者の負担と捉えられますが、予測の範囲を超える変動があった際は市と負担について協議させて頂くことは可能でしょうか。	現案の通りとします。なお、指定管理業務に係る人件費等の物価変動リスクについては協議事項となっています。
44	不可抗力リスクについて	公募設置等指針	27	23	(9)_①	不可抗力リスクについては、コロナなどの感染症に起因する業務の変更、中止、延期、臨時休業等が含まれるという認識でよろしいでしょうか。また、現状においては、コロナ対応に対して、市から明確な支援がなければ、事業者(特に飲食関係)の参画は難しいと考えています。コロナ対応の支援策等についてございましたらご教示いただけますでしょうか。	新型コロナウイルス感染症は不可抗力リスクには含まれません。指定管理対象施設、公募対象公園施設(管理)及び管理許可リスクに係るリスクは協議事項、公募対象公園施設(設置)及び設置許可施設に係るリスクは認定計画提出者の負担とします。新型コロナウイルスへの対応について、本事業において特別な支援策を定めているものはございません。国による雇用調整助成金等の救済処置等をご活用いただくことを原則とし、市としてはあくまで指定管理業務の発注者の立場から、例えば市が閉館を決定したことにより、本来指定管理者が得べきだった施設使用料が得られなくなったのであれば、その収入分について補填すること等を検討しています。
45	土壌汚染	公募設置等指針	27	12	3_10_(9)_①リスク分担	土壌汚染に関する調査に基準はありますでしょうか。	土壌汚染対策法のほか、神奈川県生活環境の保全等に関する条例(県条例)による規制も適用されます。
46	市のリスク負担に関する基本的な考え方について	公募設置等指針	27	30	10_(9)_①表内指定管理業務に係る人件費等の物価変動リスク	リスク分担表においては、「協議事項」とされていますが、原則としては公共事業内におけるリスクであり、市に依る負担が合理的であると考えられますが、この部分の負担に対する市の基本的な考え方をご教示頂けませんでしょうか。	市と指定管理者の協議のうえ、人件費等の物価変動状況を踏まえ、合理的な判断を行うこととしております。

47	市のリスク負担に関する基本的な考え方について	公募設置等指針	27	33	10_(9)_①表内 不可抗力(指定管理 対象施設、公募対象 公園施設(管理)及び 管理許可施設)	リスク分担表においては、「協議事項」とされていますが、原則としては公共事業内におけるリスクであり、市に依る負担が合理的であると考えられますが、この部分の負担に対する市の基本的な考え方をご教示頂けませんでしょうか。	不可抗力の内容により異なるため、不可抗力の事象ごとに市と指定管理者が協議のうえ決定することとしています。
48	市のリスク負担に関する基本的な考え方について	公募設置等指針	27	39	10_(9)_①表内 不可抗力(公募対象 公園施設(設置)及び 設置許可施設)	リスク分担表においては「認定計画提出者」の負担となっており、実際の不可抗力事象そのものによるリスクはご提示の通りと考えますが、不可抗力に起因して市の政策的な判断による影響については、市に依る負担が合理的であると考えられます。この部分の負担に対する市の基本的な考え方をご教示頂けませんでしょうか。	現案の通りとします。
49	指定管理料の増減の協議	公募設置等指針	28	3	※2	指定管理料の増減について協議とあるが、協議の基準となる最低賃金があるか	具体的な数値基準はありません。市と指定管理者の協議のうえ、人件費等の物価変動状況を踏まえ、合理的な判断を行うこととしております。
50	既存建物	公募設置等指針	28	10	3_10_(9)_①リスク分 担	既存建築物の建築確認申請書類及び地質調査書の開示をお願いします。	既存建物の建築確認申請書類等につきましては、設置等予定者の選定後に開示します。なお、概要書については、横須賀市都市部建築指導課で閲覧、印刷できます。既存建築物については、市では地質調査を実施していません。
51	既存建物	公募設置等指針	28	10	3_10_(9)_①リスク分 担	違法建築物、工作物はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
52	運営リスクについて	公募設置等指針	28	19	(9)_①	運営リスクについて、市の責任に起因するものは、市の負担という認識でよろしいでしょうか。	運営リスクは認定計画提出者及び指定管理者の負担となります。
53	自然災害等について	公募設置等指針	29	2	(9)_①	「自然災害等」についてはコロナウイルスなどの感染症についても含まれるという認識でよろしいでしょうか。	No.44の回答をご参照ください。
54	関連法令	公募設置等指針	31	20	3_10_(12)_①法令等	関連法令で記載がありましたが、該当する可能性があるのでしょうか。既存の施設設計画の際、該当していたかご教授願います。	公園全域が国有地を無償譲与等により取得した土地にあるため、国有財産法が該当します。
55	関連法令	公募設置等指針	31	21	3_10_(12)_①法令等	関連法令で記載がありましたが、該当する可能性があるのでしょうか。既存の施設設計画の際、該当していたかご教授願います。	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律については、可能性は低いと考えています。既存の施設設計画の際に該当はしていません。
56	公園ネーミング	別紙1 要求水準書	1	3	1. 事業対象地の概要	現在のソレイユの南欧風なイメージは継続は必須でしょうか？それとも今回の提案に対し提案として意匠変更の提案は可能でしょうか？ また、ネーミングライツ等の提案を行い、運営管理事業者が運営費等の一部補填に回す提案は可能でしょうか？	要求水準書に定める範囲内であれば、意匠変更を提案いただくことは可能です。 また、公園及び公園のニックネームについてネーミングライツは不可としますが、各施設のネーミングライツについては協議によります。
57	駐車場台数の確認	別紙1 要求水準書	2	31	1_(1) 長井海の手 公園	駐車場の確保台数に関しては既存の台数(1,500台)に対し+200台以上という認識で大丈夫でしょうか？ 結果、1,700台以上の確保の認識でしょうか？	駐車場の新設は、既存駐車場とは別に200台程度の整備を上限とします。1700台以上の駐車場を確保することを必須とするものではありません。
58	駐車場利用料金の決定	別紙1 要求水準書	2	31	1_(1) 長井海の手 公園	駐車場利用にかかる料金は現在税込1000円ですが、利用料金は運営者で変更は可能でしょうか？ 条例等による上限、下限があればお示し頂ければ幸いです。	要求水準書 第5章の2(3)に記載のとおりです。
59	既存基盤	別紙1 要求水準書	2	41	2_1_(1)長井海の手 公園	受託した際には、公園周辺及び公園内の基盤・インフラ施設(電気、上水、汚水排水、雨水排水、消防施設など)に関する情報(台帳等)を提用いただけるのでしょうか。	参考資料6を参照いただくこととなります。

60	雨水浸透槽施設	別紙1 要求水準書	2	41	2.1(1)長井海の手公園	設置位置の資料を提供は可能でしょうか。海への直接放流は不可とのことですが、一度、浸透槽へ集めたのち、オーバーフロー分の放流は可能でしょうか。	設置位置の資料については、追加資料1をご覧ください。海への放流については、原則不可としていますので、オーバーフローしない施設を提案してください。なお、隣接地についても同様ですので、計画の際は適切な雨水浸透施設等を設置しオーバーフローしないよう配慮してください。
61	崖地の利活用について	別紙1 要求水準書	5	2	3. 隣接地及び崖地の利用	崖地の利活用は必須と理解してよいか。	ご理解の通りです。
62	農業体験施設	別紙1 要求水準書	7	4	7更新・再整備する施設	台風被害により撤去した温室棟と同等の施設を整備する場合、更新・再整備する施設の対象となりますか？	温室棟の再整備は想定していません。再整備する場合、認定計画提出者の負担により公募設置公園施設(設置)として整備していただきます。
63	規模の適正化	別紙1 要求水準書	7	5	3_7更新・整備する施設	設計・整備において民間のアイデアやノウハウの活用が可能な既存施設を対象として施設の更新・再整備や規模の適正化を行う。とありますが一方で、表内、加工体験試食棟の更新・整備の方針では施設規模・機能は現業を維持するとあります。加工体験試食棟に関しては適正規模への変更は認められないという理解で宜しいでしょうか。	加工体験試食棟についても、公園全体の中で適正規模への変更を認めることとします。
64	加工体験試食棟の活用	別紙1 要求水準書	7	10	7. 更新・再整備する施設	施設規模、機能は維持とありますが、新規提案に合わせてのレストランコンセプト等の変更は可能との認識で大丈夫でしょうか？	ご理解の通りです。
65	加工体験試食棟の活用	別紙1 要求水準書	7	10	7. 更新・再整備する施設	現在の施設躯体を維持し外観や内装等のコンセプト変更での工事実施は事業者提案で問題ないでしょうか？	ご提案いただくことが可能です。
66	ふれあい動物村の動物の件	別紙1 要求水準書	7	12	7. 更新・再整備する施設	ふれあい動物村について、動物配置で現在の配置動物以外の提案は事業者提案で問題ないでしょうか？ また、その際に留意すべき事があればご教示願います。	問題ありません。なお、現在配置している動物種別等をすべて踏襲する必要はありません。
67	ふれあい動物村の施設の件	別紙1 要求水準書	7	12	7. 更新・再整備する施設	ふれあい動物村について、既存施設の図面と使用用途詳細を開示いただくことは可能でしょうか？	ふれあい動物村の図面については、参考資料6の平面図、構造図をご確認ください。使用用途の詳細については、以下の通りです。 牧舎:既存動物(アルパカ、鳥等)が利用 小動物舎:倉庫、自主事業利用 堆肥舎:物置 堆肥置場:物置
68	農業体験施設の提案	別紙1 要求水準書	7	16	7. 更新・再整備する施設	農業体験施設について、既存施設の撤去をした上での施設更新可とありますが、既存施設の継続利用も可でしょうか？ また、既存施設は大型のハウスも含まれるのでしょうか？	前段については、可能です。 後段については、生産体験棟、育苗棟も農業体験施設の既存施設に含まれますが、撤去のみの提案も可とします。詳細は要求水準書P22をご覧ください。
69		別紙1 要求水準書	7	29	8	「園内副動線は、公園外周の既設通路とし管理動線を兼ねたルートとして設定すること」とあるが、キャンプ場の南側部分をはじめとする海の景観が望める既設通路部分において、公募対象公園施設(設置)を設置または公募対象公園施設(管理)を拡張するために、当該通路を内陸側に付け替えることを前提とした提案は可能か。	可能です。
70	プロジェクトマネジメント業務の費用計上について	別紙1 要求水準書	8	13	第3章_11プロジェクトマネジメント業務	プロジェクトマネジメント業務については、認定計画提出者としての業務だけでなく、本来は、一部指定管理者としても実施すべき業務が含まれるものと考えますが、業務の費用については、指定管理業務内で計上するのではなく、認定計画提出者としての費用として計上する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

71	法令遵守	別紙1 要求水準書	9	2	3_12法令遵守	運営にあたり必要となる食品衛生法や旅館業法等の営業許可は、認定計画提出者等が自ら取得する事とありますが、担当企業若しくは協力企業が取得することで要件を満たしていると理解で宜しいでしょうか。また、現管理にて必要とされる営業許可や免許がありますでしょうか。	前段についてはご理解の通りです。 後段については 飲食店営業許可 菓子・パン販売業許可 菓子製造業許可 魚介類販売業許可 食肉販売業許可 そうざい販売業許可 乳類販売業許可 野菜・果物販売業許可 簡易宿泊所営業許可 酒類販売許可 などの許可等を取得しています。
72	敷地設定	別紙1 要求水準書	9	6	3_12_(1)建築基準法上の敷地設定	公園の敷地全体を不可分とする。とありますが、現状既存公園、隣接地、崖地(計281,323.10m2)で1敷地と考えて宜しいでしょうか。	道路で分断された土地があるため、現在の敷地は以下の3敷地となります。提案する際は、この敷地割りのままとしてください。 敷地1: 既存公園、隣接地、崖地 敷地2: 東側飛び地(管理車両庫、育苗棟、堆肥置場のある敷地) 敷地3: 駐車場2、駐車場3、モニュメント、見晴らしの丘のある敷地
73	文化財保護法	別紙1 要求水準書	9	8	3_12_(2)文化財保護法	添付資料7を確認すると、「調査を必要とする遺跡範囲」「現状保存すべき遺跡範囲」とありますが、この範囲内で掘削を行う場合は全て調査が必要ということでしょうか。それとも現状地盤より〇〇以上の掘削を行う場合は調査が必要ということでしょうか。文化財の発掘による遅延や事業変更のリスクはすべて認定計画提出者負担なのでしょうか。契約期間や規模縮小等になった場合等、別途協議とさせて下さい。また埋蔵文化財調査報告書の詳細報告書の開示は可能でしょうか。	調査の協議についてはすべての工事に必要となり、調査の実施については、横須賀市教育委員会生涯学習課と協議を行い判断します。なお、既存公園の整備の際は、ポット池で調査を行いました。埋蔵文化財にかかるリスク分担は公募設置等指針のリスク分担表のとおりです。埋蔵文化財調査報告書の詳細報告書につきましては横須賀市役所市政情報コーナーで公開していますので、ご確認ください。
74	米軍施設	別紙1 要求水準書	9	20	3_13_(1)米軍基地(通信基地)	公園区域外にある通信施設について協議が生じた場合の事業については許可を得ることを前提とありますが、どのような事業を想定されていますか。また許可はどこの許可になりますでしょうか。	米軍施設を跨ぐ園路などを想定しており、市とともに米軍と協議していただくこととなります。また、レーダーの照射範囲の制限がありますので、追加資料7をご確認ください。
75	米軍施設(通信施設)	別紙1 要求水準書	9	20	3_13_(1)米軍基地(通信基地)	既存の施設計画の際に何か協議が発生しましたでしょうか。協議内容がありましたら、資料の提供は可能でしょうか。またはどのような事業を想定されますでしょうか。許可はどこの許可になりますでしょうか。	現在の公園運営に関する協議事例はありません。
76	工事期間の既存施設の扱い	別紙1 要求水準書	10	1	13_(4) 現指定管理者からの事業引継ぎ	工事期間から共用開始までの期間は既存施設の部分共用は必要でしょうか？それとも工事期間は全面クローズドでの工事対応で問題ないでしょうか？	No.38の回答を参照してください。
77	事業引継ぎ	別紙1 要求水準書	10	2	3_13_(4)現指定管理者からの事業引継ぎ	本市が所有する備品・設備を現指定管理者から引き継ぐこと、現指定管理者が所有するものについては協議すること。とありますが、現指定管理者と直接引継ぎを行うのでしょうか。また引継ぎが順調に進まない場合、市の協力を得られるものという認識で宜しいでしょうか。若しくは、直接引継ぎの手続きをせず、横須賀市が間に入ることは可能でしょうか。現指定管理者が設置整備した施設で撤去される予定の施設は添付資料1 81番 遊戯施設のみと考えて宜しいでしょうか。	市所有品の引継ぎに関する協議及び引渡しに際しては、原則、市職員が立ち会います。 現指定管理者の所有品については、市は関与せず、現指定管理者と認定計画提出者とで直接協議を行っていただくこととなります。 現指定管理者が設置した施設のうち撤去を予定している施設については、要求水準書第4章の1(2)③カ及び⑥アをご参照ください。
78	事業引継ぎ	別紙1 要求水準書	10	5	3_13_(4)現指定管理者からの事業引継ぎ	現指定管理者が所有するものとありますが、添付資料12に記載ある項目(備品)が全てと考えてよろしいでしょうか。他建物設備などがあればご提示お願い致します。	現指定管理者が所有する備品については添付資料12の備品がすべてとなります。
79	現指定管理者による設置管理施設の存廃について	別紙1 要求水準書	10	6	13_(4)	現指定管理者による設置管理施設は、制度上は指定管理者により指定管理期間内に撤去されるべきと考えられますが、これを撤去せずに存続する可能性については認められないのでしょうか。もし認定計画提出者による申し出により存続が可能な場合、現指定管理者から市へ譲渡契約を結ぶ形となるのが可能なのか、あるいは認定計画提出者は市を介さず現指定管理者から直接契約を結んで買い取る形になるのか、お考えをお聞かせください。	現指定管理者が設置している施設・設備等を市が買い取ることはありません。現指定管理者から認定計画提出者が引き継ぐ場合は、市を介さず現指定管理者と直接協議し、契約等をしていただくこととなります。

80	事業引継ぎ	別紙1 要求水準書	10	7	3_13_(4)現指定管理者からの事業引継ぎ	現指定管理者が設置整備した施設で撤去される予定の施設は添付資料1の81番遊戯施設のみと考えてよろしいでしょうか。	No.77をご参照ください。
81	原状回復義務	別紙1 要求水準書	10	7	3_13_(4)現指定管理者からの事業引継ぎ	現指定管理者が撤去した際の更地とはどのような状態を意味するのでしょうか。また、原状回復ではないのでしょうか。	ここで言う更地撤去とは、当該施設を設置する以前の状態への復旧を意味しています。
82	設置可能な建築面積の確認	別紙1 要求水準書	11	16	1_(2)_① 設置可能な建築面積	建築面積について、お示しの数式から隣接地、崖地、既存公園の面積から建蔽率を特例10%で検討する事で問題ないでしょうか？	公募設置等指針に示した数式及び横須賀市都市公園条例の範囲内で提案してください。
83	既存管理許可施設面積	別紙1 要求水準書	11	19	1_(2)_① 設置可能な建築面積	念のため既存の公募対象公園施設(設置)の総建設面積と明細をご教示頂けますでしょうか？	既存の公募対象公園施設(設置)はありません。既存公園施設の建築面積は公募設置等指針P5をご確認ください。また、各施設の詳細については、添付資料2及び添付資料3等をご確認ください。
84	公募対象公園施設(設置)の地位の承継について設置)としてのインフラ	別紙1 要求水準書	11	20	第4章_1_(2)_②インフラ	公募対象公園施設(設置)として整備するインフラが特定公園施設内(園路等)に敷設される場合、許可申請上の扱い方について、ご教示頂けませんでしょうか。別途占用許可等を申請する必要がありますでしょうか。	公募対象公園施設(設置)に必要なインフラを認定計画提出者が所有する場合、その敷設については、都市公園法第2条第2項に定める公園施設以外の工作物その他の物件又は施設として、都市公園法第6条に基づく占用許可を申請いただく必要があります。なお、公募対象公園施設(設置)に必要なインフラについては、公募対象公園施設(設置)への引き込み部分を除き、DB対象施設として整備することを想定しています。
85	インフラ	別紙1 要求水準書	11	20	4_1_(2)_②インフラ	既存公園の既存インフラ竣工図(架空や埋設配管図)をご提示頂くことは可能でしょうか。	開示できる資料については参考資料6をご確認ください。
86	インフラ	別紙1 要求水準書	11	20	4_1_(2)_②インフラ	既存公園内に都市ガスは整備されてますでしょうか。整備されている場合、ガス会社をご指示お願い致します。	既存公園は都市ガスの整備はしていません。
87	インフラ	別紙1 要求水準書	11	23	4_1_(2)_②インフラ	引込について原則として本市が整備・管理するインフラとは独立して設けるものとありますが、電気・給水について1敷地2引込が可能と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書P.11 23行目の記載は、DB工事等によって整備される公園内インフラから、公募対象公園施設(設置)内で使用するインフラを引き込む際は認定計画提出者の負担にて行うことを示しております。なお、敷地内への引き込みについては電気は電気事業者との契約、給水は神奈川県条例に依りますので、ご確認ください。
88	インフラ	別紙1 要求水準書	11	30	4_1_(2)_②インフラ	隣接地と崖地内の排水設備整備について公設柵を新設した場合の排水受益者負担金は既存公園と敷地一体であることから発生しないものと考えて宜しいでしょうか。	分担金は、公共下水と接続する設備の増径、増設等を行う場合は発生する場合があります。詳細は横須賀市上下水道局との協議によります。
89	その他遊具について	別紙1 要求水準書	12	1	1_(2)_③	その他、遊具施設、アスレチックなどもリース等にて調達することは妨げられないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
90	必須の公募対象公園施設の要件(ハード面)について	別紙1 要求水準書	12	5	1_(2)_③	整備必須施設のうち、飲食機能・平日利用者や利用者層の拡大に寄与する施設(レジャー機能)・アミューズメント機能・集客機能については、必ずしも建築物である必要はないと考えてよいか。	ご理解の通りです。
91	飲食施設	別紙1 要求水準書	12	7	4_1_(2)_③必須施設	営業時間の規制はありますか。平日休み・休日のみ営業。午前中のみ営業・午後休業など。	営業時間について規制はありませんが、利用者等に迷惑が掛からないよう配慮した提案をしていただき、市と協議により決定します。
92	飲食施設の図面	別紙1 要求水準書	12	7	1_(2)_③_ア 飲食施設(カフェ・レストラン)	既存飲食施設の図面と使用用途詳細を開示いただくことは可能でしょうか？	参考資料6を参照してください。

93	宿泊施設のイメージ	別紙1 要求水準書	12	16	1_(2)_③_イ 宿泊施設(高付加価値型、簡易滞在型)	高付加価値型と簡易型の宿泊施設の持つ貴市のイメージをご教示ください。	イメージの固定化を避けるため、市から特定の施設イメージを提示することは控えていただきます。ご提案の内容が要求水準に達しているかどうかを対面で確認いただく場として、競争的対話の機会をご活用ください。
94	宿泊施設のイメージ	別紙1 要求水準書	12	16	1_(2)_③_イ 宿泊施設(高付加価値型、簡易滞在型)	簡易型とキャンプ場という同じ意味合いでも取れそうな宿泊施設の違いをお示し頂けませんか？	簡易型宿泊施設は利用者が宿泊可能なコテージ等の施設が常設されている施設、キャンプ場は利用者が自らテントを張って宿泊する施設の違いです。
95	高付加価値型の宿泊施設の要件(ハード面)について	別紙1 要求水準書	12	17	1_(2)_③_イ	「高付加価値型」と「簡易滞在型」それぞれの宿泊施設整備が条件づけられているが、高付加価値型においても、「圧倒的な景観と他にはない体験を提供する施設」であれば、必ずしも堅固施設でなく、簡易建物等も活用可能、と理解してよいか。	高付加価値型においては、「圧倒的な景観と他にはない体験を提供する施設」であれば、必ずしも堅固施設でなく、簡易建物等も活用可能です。
96	キャンプ施設(炊事場等)	別紙1 要求水準書	12	18	4_1_(2)_③_ウ キャンプ施設(炊事場等)	質問番号4にも共通しますが炊事場以外のキャンプ施設とは何を指しますでしょうか。	具体的な想定はありませんが、キャンプ場利用者のアメニティ向上に資する施設の提案を期待しています。
97	簡易滞在型の宿泊施設について	別紙1 要求水準書	12	20	1_(2)_③_イ	設置する資産(建物・構築物・動産など)について、所有者が設置者以外であることを妨げられないという認識でよろしいでしょうか。(リースなどによる調達について問題ないという理解でよろしいでしょうか)	ご理解の通りです。
98	飲食機能	別紙1 要求水準書	12	26	4_1_(2)_③_エ 飲食機能	軽飲食を楽しめる施設を設置すること。とありますが、キッチンカーなど不定期な利用施設の提案は可能でしょうか。	可能です。
99	飲食機能	別紙1 要求水準書	12	27	4_1_(2)_③_エ 飲食機能	カフェレストランとは別に提案をすること。とありますが、加工体験試食(既存レストラン)とも別ののでしょうか。飲食機能とは、飲食を提供、この場所で飲食ができる場所ではなく、飲食を提供する場所ということでしょうか。公園全体として、加工体験試食(既存レストラン)も含めて少なくとも2つあればいいのでしょうか？	ここで求めている飲食機能は加工体験試食棟(既存レストラン)とは別の施設を指します。中段のご質問については、No.98の回答をご参照ください。下段の質問については、加工体験試食棟(既存レストラン)とカフェレストランと飲食機能の3つをご提案ください。
100	レジャー機能、アミューズメント機能、集客機能の違い	別紙1 要求水準書	12	29	4_1_(2)_③_オ、カ、キ	平日利用者や利用者層の拡大に虚する機能(レジャー機能)と、アミューズメント機能に関しては、それぞれの機能が重なり合うことがあります、別々での提案が必要でしょうか。	別々に提案してください。
101	アミューズメント機能の確認	別紙1 要求水準書	13	1	1_(2)_③_カ アミューズメント機能	要求水準書でお示しの5つのアミューズメント機能は同等のものを再整備、再設置はマストでしょうか？	現在と同様に来園者がアミューズメント機能を楽しめることが前提ですが、撤去予定の5つの施設と同じ施設を設置する必要はなく、改修・移設及び機能を引き継いだ代替施設への変更、統合等の提案も可能です。
102	移設不可施設	別紙1 要求水準書	13	23	4_1_(2)_④_提案機能	ただし、移設不可の施設もある。とありますが具体的には何を指すのでしょうか。	エントランス棟及びモニュメント(みはらしの丘)を指します。
103	自販機設置	別紙1 要求水準書	14	3	4_2_(2)_⑥_飲食等の自動販売機の設置	原則、撤去前と同台数以上の設置を提案することとありますが、総数が19台以上であれば、各公園の振り分けは認定計画提出者の裁量で宜しいでしょうか。	各公園について、撤去前と同台数以上の設置を提案してください。
104	自動販売機	別紙1 要求水準書	14	9	2_⑥_イ 設置条件	市に納付する10%を乗じる数値は、ベンダーから収受するマージンですか？それとも、そこから使用料及び電気代を控除した数値ですか？	自動販売機事業者の関与に関わらず、売上の10%となります。
105	自動販売機	別紙1 要求水準書	14	13	4_2_(2)_⑥_飲食等の自動販売機の設置	自動販売機の売上10%の市への納付金10%は、添付資料13の決算書に見込んでいますでしょうか。	見込んでいます。
106	自販機の設置管理方法	別紙1 要求水準書	15	4	4_2_(2)_⑥_飲食等の自動販売機の設置	設置に際して電源供給が必要な場合の工事費用の負担は認定計画提出者でしょうか。	ご理解の通りです。
107	余剰金の取り扱い	別紙1 要求水準書	15	6	4_3_(2)_⑥_飲食等の自動販売機の設置	※自動販売機設置業務によって得られた余剰金(利益)を指定管理施設の管理経費に充てること。とありますが、利益とは具体的に何を指すのでしょうか。	純利益(手数料及び管理経費を除いた金額)が対象となります。

108	防犯システム	別紙1 要求水準書	15	9	4_3_(2)_⑥飲食等の自動販売機の設置	公園防犯システムとは、何を想定されていますでしょうか。既存はどのような内容の防犯設備を設置されていますでしょうか。	自動販売機内売り上げを目的とした窃盗に対する防犯システムを想定しています。既存自販機については防犯システムは設置していません。
109	自動販売機の設置者について	別紙1 要求水準書	15	11	1_(2)_⑥_ウ	設置方法に丸カッコで「業務委託」とありますが、これは飲料販売会社と契約して、設置場所を貸すことで飲料販売会社に販売機を設置・管理させる方法と介してよろしいですか。	ご理解の通りです。
110	原状回復	別紙1 要求水準書	15	24	4_3_(2)_⑦事業終了時	どこまで原状回復を行う必要となりますでしょうか。例えば、加工体験試食棟(レストラン)は要求水準通り、空調・給排水設備等や内装と厨房の整備について改修工事(抜本的なリノベーション)を行った上で、管理を行うと定められており、原状よりもより良いもができるという前提のほずであるのに、原状回復が必要となりますでしょうか。	公募対象公園施設については設置する以前の状態に復旧した上での返還となりますが、特定公園施設として一定の整備を行った箇所に認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を設置する場合は、特定公園施設部分完成時の状態に戻していただくこととなります。例えば加工体験試食棟については内装及び厨房設備等(B・C工事)を撤去した上での引渡しが前提となります。なお、認定計画提出者の整備した施設の詳細な原状回復の取り扱いについては、事業終了前までに市と認定計画提出者及び次期事業者で協議することが可能です。
111	公募対象公園施設(管理)の移設可否について	別紙1 要求水準書	16	15	2_(2)_①	公募対象公園施設(管理)の各施設については、長井海の手公園内(既存公園・隣接地・崖地)の任意の場所に移設も可能と理解してよいか。	ご理解の通りです。
112	公募対象公園施設(管理)の移設時の費用負担について	別紙1 要求水準書	16	15	2_(2)_①	公募対象公園施設(管理)の各施設を移設する場合、移設費用は市と認定計画提出者どちらの負担か。	特定公園施設整備の内数として実施する提案が可能です。ただし、事業者の負担で移設する提案も可能です。
113	既存施設の取り扱い	別紙1 要求水準書	18	21	1_(3)_①_ア 既存施設の改修・更新	大幅なレイアウト変更において、雨水の流出防止の様な視点において、維持管理上、移管や更新が不可な既存の施設はありますか？	現在想定している施設はありませんが、ボート池の雨水貯留機能などありますので、具体的な提案が決まった際にご相談ください。
114	既存施設の老朽化状況	別紙1 要求水準書	18	23	第5章_1_(3)_①_ア_ア 加工体験試食棟	現状の老朽化度合い・課題をふまえ、顕在化している躯体及び空調・給排水設備の改修内容(特に躯体)があれば、ご教示ください。	老朽化及び部品供給が終了している空調機改修が必要です。また、施設の一部に換気扇がないことや、壁内に断熱材が一部ないことが課題となっています。
115	既存施設の改修	別紙1 要求水準書	18	26	5_1_(3)_ア_ア 加工体験試食棟(レストラン)	認定計画提出者の費用負担にて内装及び厨房設備等の整備(B・C工事)。とありますが、B・C工事の資産所有者は認定計画提出者と考えて宜しいでしょうか。また修繕更新費用も認定計画提出者負担と考えると宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
116	動物の扱い	別紙1 要求水準書	18	32	5_1_(3)_ア_(イ)ふれあい動物村	現在飼育されている動物、今後、どのように取り扱う予定か、あるいは、それも含めての提案とするべきでしょうか。シンボルとなる動物とは具体的にどのような動物を想定されていますか。	現在飼育されている動物は現指定管理者の所有のため、原則はいなくなります。シンボルとなる動物については、想定はありませんが、市内だけでなく市外からも訪れたいような動物、長井海の手公園のイメージとなるような動物、SNS等で発信したくなる印象に残る動物を提案してください。(現在のアルパカ、カピバラのような個性があり人気を博する動物を期待しております。)
117	シンボルとなるような動物の選定について	別紙1 要求水準書	18	33	1_(3)_①_ア_(イ)	「シンボルとなるような動物」について、市民の好感が得られる動物を選定すべきと思料しますが、貴市においてアンケート等の参考となる調査結果はありますか。無い場合、新たに調査することについて貴市の協力は得られますか。	動物に関する独自調査は行っておらず、公園全体を対象とした利用者アンケート内においてもシンボル動物に関する要望等はありません。調査についてはできる限り協力を行います。
118	キャンプ場の位置づけについて	別紙1 要求水準書	19	10	第5章_1_(3)_①_ア_(エ) キャンプ場	要求水準書の該当箇所においては、キャンプ場は「ア既存施設の改修・更新」内に位置付けられていますが、公募設置等指針p15においては、「新規公園施設(必須)」に位置付けられています。キャンプ場の位置づけについて、どのように整理されており、どちらの記載が正しいのか、ご教示頂けませんでしょうか。	公募設置等指針p.15の「キャンプ場」は既存公園施設(必須改修施設)の誤りですので公募設置等指針を修正します。なお、キャンプ場の改修・更新はと、既存のキャンプ場の拡張を意味しています。また、拡張部分は既存キャンプ場と一体でも分離でもかまいません。

119	キャンプ場の扱い	別紙1 要求水準書	19	10	5_1_(4)_ア_(エ)キャンプ場	既存のキャンプ場を移転、新たに整備する全てのキャンプサイトは、全て特定公園施設となり、管理は公募対象公園施設になるという認識で良いのでしょうか。	ご理解の通りです。なお、公募対象公園施設として整備していただく提案も可能です。
120	オートキャンプサイト	別紙1 要求水準書	19	10	5_1_(4)_ア_(エ)キャンプ場	各区画にウッドデッキと専用の駐車スペースとありますが、必須でしょうか。設備の有り無しで、利用価格帯の変化などを作る提案は可能でしょうか。	前段については、ウッドデッキは必須としないこととしますが、専用の駐車スペースは必須とします。後段については可能です。
121	既存キャンプ場の移設	別紙1 要求水準書	19	10	1_(3)_①_ア_(エ)キャンプ場	既存施設のキャンプ場に関しては、新たにゾーニングするキャンプ場エリアに移管設置する事のプラン設計は可能でしょうか？または新設キャンプエリアを既存の施設付近に新たに設置する事は可能でしょうか？	いずれも可能です。
122	キャンプ場の管理許可と設置許可の違い	別紙1 要求水準書	19	14	5_1_(4)_ア_(エ)キャンプ場	・当施設は土地部分について公募対象公園施設(管理)とし、テントの投影面積相当分を設置許可使用料の対象として運営することを想定している。 ・なお、オートキャンプサイトは公募対象公園施設(管理)として運営することを想定している。 ・改修・更新を行う施設の管理手法一覧 3点を読んでの質問です。 キャンプサイトに関しては、全て特定公園施設として整備を行い、基本的に管理許可で運営を行い、占有部分の面積(テントの投影の面積)に応じて、設置許可で定められた使用料を支払う。という認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、公募対象公園施設として整備していただく提案も可能です。
123	テントの投影面積相当	別紙1 要求水準書	19	14	5_1_(4)_ア_(エ)キャンプ場	テントの投影面積相当を設置許可使用料として運営することを想定している。とありますが、設置実績に基づき積算するのでしょうか。それとも割合で算出するのでしょうか。また、添付資料2「公園施設管理許可施設_69キャンプ場【公園施設管理許可にかかる公園使用料】_0円/年度」となっています。どちらが正でしょうか。	前段については、割合に基づき算出することを想定しておりますが、対象面積の考え方についてはご提案ください。後段については、添付資料2は現在の使用料を記載しております。提案の際は要求水準書の使用料以上でご提案ください。
124	オートキャンプサイト	別紙1 要求水準書	19	16	5_1_(4)_ア_(エ)キャンプ場	オートキャンプサイトを増設する場合は、区画内にウッドデッキと専用の駐車スペースを設けること。とありますが、通常のオートサイトは、ウッドデッキがない場合が一般的かと思いますが、なぜウッドデッキと駐車スペースを設けなければならないのでしょうか。提案者の自由としていただけないでしょうか。	No.120の回答をご参照ください。
125	花畑の面積	別紙1 要求水準書	19	31	5_1_(4)_イ_(イ)花畑	合計で10,000m2程度とありますが、現況の花畑(エントランス棟を背にして右側)の面積を含めて10,000m2でしょうか。現状の花畑以外に10,000m2でしょうか。	現況の花畑の面積を含めて10,000m2程度を想定しています。
126	既存花畑の取り扱い	別紙1 要求水準書	19	34	第5章_1_(3)_①_イ_(ア)花畑	現在エントランス前が花畑となっておりますが、既存花畑の改修も含めて10,000m2程度整備する考え方でよろしいでしょうか。	No.125の回答をご参照ください。
127	芝生広場の縮小案	別紙1 要求水準書	19	34	5_1_(4)_イ_(イ)芝生	縮小案も可とする。とありますが、合計40,000m2の縮小が可能なのか最低一ヶ所の10,000m2が縮小可能なのか、それとも両方共に縮小可能なのかをご指示ください。	両方共に縮小可能との趣旨です。
128	芝生広場の面積	別紙1 要求水準書	19	34	5_1_(4)_イ_(イ)芝生	合計で40,000m2程度とありますが、現敷地内にある芝生地を合計した面積も含めて40,000m2でしょうか。現在の芝生地以外に40,000m2でしょうか。	現況の芝生地も含めて40,000m2程度を想定しています。
129	特定公園施設の料金制導入可否	別紙1 要求水準書	20	4	第5章_1_(3)_イ_(ウ)	特定公園施設等の提案必須にある「展望デッキ」の一部を利用料金制にしてもよいのか？	展望デッキの一部を有料施設としていただくことは可能ですが、その場合は公募対象公園施設(管理)の扱いとなります。

130	崖地の安全性	別紙1 要求水準書	20	5	5_1_(4)_イ_(ウ)展望デッキ	展望デッキを崖地部分等に設置すること。とありますが、崖地の安全性は担保頂けるのでしょうか。また崖地の通路は何mまで広げることが可能でしょうか。	崖地については認定計画提出者にて事前調査を行った上で、必要な安全対策を講じていただきます。通路幅については、特に市として具体的な想定はありません。
131	トイレの開放	別紙1 要求水準書	20	17	5_1_(4)_イ_(エ)トイレ	トイレの開放、閉鎖の時間の計画については指定管理者によって決定してよろしいのでしょうか。	指定管理者の提案を受け市が決定します。
132	駐車場	別紙1 要求水準書	20	19	5_1_(4)_イ_(オ)駐車場	EV充電器の設置は認定計画提出者の提案によるところでよろしいでしょうか。また、設置許可使用料は必要でしょうか。	ご理解の通りです。また、設置許可使用料も必要です。
133	駐車マス	別紙1 要求水準書	20	24	5_1_(4)_イ_(オ)駐車場	駐車マスは2.5m×5.0mを標準とし、車いす使用者用の駐車マスは3.5m×5.0m以上とする。とありますが、既存の駐車マスもその仕様になっていますでしょうか。既設駐車場において本水準に満たない箇所があれば改修が必要となりますでしょうか。	既存の駐車マスも同様の仕様となっており、改修は不要です。
134	植栽計画	別紙1 要求水準書	20	36	5_1_(4)_イ_(キ)樹木・植栽	強風を低減するための防風植栽の配置が求められていますが、公園内における風向・風速等に関する調査などは行われておりますでしょうか。	調査は行っていません。なお、近隣では横須賀市消防局西分署において気象情報の公開を行っています。
135	案内板の記述内容について	別紙1 要求水準書	21	1	1_(3)_①_イ_(ク)	案内板について、「周辺で生育している海浜植物、動物、昆虫、歴史等」の案内板が要求されており、これらは当地特有の事象について真実性が求められるところですが、その記述内容について、貴市から原稿の提供はありますか。	原稿の提供はしませんので、事業者の提案により案内板を作成してください。市は資料の提供や原稿の内容の確認等の協力を行います。
136	案内板	別紙1 要求水準書	21	5	5_1_(5)_イ_(ク)案内板	案内板の表記は日本語以外の表記も必要でしょうか。その際の言語をご教授願います。	近年観光地における案内看板の多言語化が求められておりますので、英語表記については最低限必要であると考えていますが、提案してください。
137	備蓄品	別紙1 要求水準書	21	7	5_1_(5)_イ_(ケ)防災機能	備蓄品の種類、量はどのように想定されていますか。また、備蓄品の費用は指定管理者の負担でしょうか。	備蓄品の種類、量については、地域住民の一時避難、施設利用者等を考慮してご提案ください。備蓄品の費用については、指定管理者の負担となります。
138	管理施設	別紙1 要求水準書	21	19	5_1_(6)_イ_(シ)管理施設(柵。照明施設等)	既存の照明灯はすべてLED灯であるとの認識でよろしいでしょうか。LED灯への変更コストは不要と考えて宜しいでしょうか。	園内照明は概ねLEDとなっており、駐車場照明灯は修繕の際に修繕費による改修も可とします。園内照明(街路及び室内灯)はリースアップ契約により専門事業者の所有でLED化しており、指定管理者に引き継ぎを予定しています。
139	車いすの所有者について	別紙1 要求水準書	21	31	1_(3)_①_イ_(ス)	「車いすを7基(うち3基は本市が所有)以上常備すること。」とありますが、丸カッコン内の「うち3基は本市が所有」について、その意図を詳しくご教示ください。(園内用品でありなぜ貴市が所有するのか。またなぜ3基だけなのか)	現在7基(現指定管理者所有+市所有)であるため、指定管理者に全部で7基以上を常備していただくことを意図し、このような表記としております。
140	使用料減免	別紙1 要求水準書	22	16	5_1_(6)_イ_■各施設の提案条件および想定している管理手法等一覧	施設名_ポート池棧橋_使用料減免(想定)_なし とありますが、添付資料2_公園施設管理許可施設_66ポート池棧橋_【公園施設管理許可にかかる公園使用料】_0円/年度 となっています。どちらが正でしょうか。	添付資料2は現況を示しております。要求水準書に記載の条件で提案してください。

141	管理許可使用料	別紙1 要求水準書	22	16	5_1(6)イ■各施設の提案条件および想定している管理手法等一覧	ボート池棧橋及びボート管理小屋ともに管理許可で使用料減免なしとありますが、現管理状況はボート池棧橋は管理許可で使用料100%減免、ボート池小屋は指定管理許可となっています。バンガロー・ゴーカートコース・おもしろ自転車コースも減免なしと変更になっています、変更になった理由をご教授願います。	使用者負担の原則に則り、条例に基づいた使用料としています。
142	使用料減免	別紙1 要求水準書	22	36	5_1(6)イ■各施設の提案条件および想定している管理手法等一覧	施設名__バンガロー__使用料減免(想定)__なし__とありますが、添付資料2__公園施設管理許可施設__68/バンガロー__【公園施設管理許可にかかる公園使用料】__0円/年度__となっています。どちらが正でしょうか。	添付資料2は現況を示しております。要求水準書に記載の条件で提案してください。
143	特定公園施設の撤去対象	別紙1 要求水準書	22		第5章_1_(3)_①_ウ_表内提案条件	表中の「撤去可」欄に○がない施設でも、「改修・移設及び機能を引き継いだ～」欄に○がされていれば、現況施設は撤去して良いという理解でよろしいでしょうか。(例 ファーストフード棟等)	改修・移設及び機能を引き継いだ代替え施設への変更・整備が行われる場合は、撤去を可とします。
144	排水計画	別紙1 要求水準書	23	16	5_1(7)ウ_②_イインフラ(電気、上下水道等)施設	雨水排水は、浸透式にし、直接海に流さないこととの記載がありますが、基本的に、調整池による流出抑制は不要と考えてよろしいでしょうか。	浸透式のみで雨水が直接海に流れない場合は不要ですが、提案の排水計画に基づき、適切に流出抑制をご提案ください。現在の排水計画については追加資料1をご覧ください。
145	インフラ	別紙1 要求水準書	26	9	7_1(2)①設置可能な建築面積	既存荒崎公園の既存インフラ竣工図をご提示頂くことは可能でしょうか。	追加資料2をご覧ください。
146	管理要員	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	4	3	4_(1)運営体制の確保	管理要員の人員数は指定管理者で計画してよろしいでしょうか。また、制服等の指定はありますか。	管理要員の人員数はご提案ください。制服等の指定も特にありません。
147	管理事務所長	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	4	4	4_(1)運営体制の確保	管理要員のうち1名は、管理事務所として配置し、施設の管理運営責任者となること。とありますが管理運営責任者は代表企業の職員でなければならないのでしょうか。	管理運営責任者には、指定管理者の従業員を配置してください。
148	防火管理者	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	4	8	4_(1)運営体制の確保	防火管理者の選任が必要とありますが、対象となる防火対象物は管理事務所でしょうか。それとも公園全体となるのでしょうか。	基本的には公園全体の防火管理者を想定しておりますが、指定管理施設、管理許可施設等で防火管理者を別配置とすることも可能です。
149	損害賠償保険	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	4	12	4_(1)運営体制の確保	施設所有者である横須賀市も補償の対象(被保険者)となる契約をすること。とありますが、再取得が可能な保障内容が必要ということでしょうか。	公園での事故等により第三者が損害を受け、法的措置を取られた場合の補償を施設管理者である指定管理者等だけでなく施設所有者である市も補償の対象としてください。
150	災害実績	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	4	34	4_(2)⑥ 事故・災害及び緊急時等の対応	過去の指定管理者及び市で行った災害対応の実施があれば詳細にご教示願います。	当該公園を災害時における市の対策施設(避難所等)として使用した実績はいまのところありません。
151	駐車場利用の無料化	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	5	1	4_(3)	本公園は開業以来、入場無料・駐車有料としているが、駐車場を無料とし入園を利用料金制とするのは可能か?	公園自体に入場料を設けることは想定していません。
152	駐車場の利用料金徴収	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	5	1	4_(3)有料施設の運営に関する事	荒崎公園の駐車場料金徴収について現在有人管理にて行っているかと思いますが、機械式で無人化とすることは可能でしょうか。	可能です。
153	駐車場料金	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	5	1	4_(3)有料施設の運営に関する事	都市公園条例別表第3カ備考1において、普通とは車体の高さが2.7メートル未満の自動車を、大型とは車体の高さが2.7メートル以上の自動車をいう。とありますが、駐車場券機付近に設置のセンサーで2.7mの識別をしているのでしょうか。自転車等を積載し、2.7m以上になる場合は大型料金を徴収しているのでしょうか。	駐車場機械のセンサーにより判別しており、高さのみでの判別であることから自転車等を積載した普通車で2.7mを超えるものは大型車として判別されてしまいます。そのため、利用者の方に一度事務所に来ていただき、普通車としての取り扱いに振り替えをしています。
154	駐車場料金	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	5	1	4_(3)有料施設の運営に関する事	都市公園条例別表第3カにおいて、閉園2時間前以降は無料の記載がありませんが、無料にすることは必須ではないのでしょうか。	無料にすることは必須ではありません。

155	駐車場料金	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	5	1	4_(3)有料施設の運営に関すること	都市公園条例施行規則第13条において、毎月第2・3日曜日(横須賀市民感謝デー)および毎週水曜日(シルバー感謝デー)の記載がありませんが、現指定管理者の独自サービスでしょうか。継続は必須でしょうか。	継続は必須ではありませんが、市民向けサービスの提案を期待しています。
156	駐車場料金	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	5	1	4_(3)有料施設の運営に関すること	都市公園条例別表第2において、荒崎公園の駐車場有料期間は(1)日曜日、土曜日、休日その他指定管理者が必要と認める日、(2)7月20日から8月31日まで。とありますが、長井海の手公園同様駐車場の自動精算化を実施した場合、有料期間対象外の平日はその他指定管理者が必要と認める日に該当しますでしょうか。	詳細は協議によりますが、該当すると考えています。
157	駐車場利用料金	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	5	9	4_(3)有料施設の運営に関すること	「料金体系の変更を提案することも可…市議会の議決を得る必要があるため、提案内容を確約するものではない」とありますが、例えば園内に設置した物販店舗にお買い物に来られる方のために無料の場所と時間を設定する等は可能でしょうか。不可の条件がありましたら予めお教えいただけないでしょうか。	園内に設置した物販店舗にお買い物に来られる方のために無料の場所と時間を設定する等は可能です。不可の条件については、議会の議決を得る必要があるため具体的な条件はお示しできません。
158	指定会社など	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	6	15	4_(6)施設の維持管理に関すること	維持管理業務において既存設備の修繕・更新を行う際、既存機器のメーカー変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
159	指定会社など	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	6	15	4_(6)施設の維持管理に関すること	維持管理業務において既存設備の修繕・更新を行う際、指定会社がございましたらご指示お願い致します。	指定会社はありませんが、市内業者優先でお願いいたします。
160	遊具	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	7	9	4_(6)施設の維持管理に関すること	遊具の管理点検基準について、市の指定基準はありませんでしょうか。	市で定めた基準はありませんが、国土交通省が策定した「公園施設の安全点検に係る指針(案)」及び一般社団法人日本公園施設業協会が発行している「遊具の安全に関する基準」に基づき、遊具の点検等を行っております。
161	崖地の管理について	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	8	0	5_個別施設特記事項	C崖地の管理について、現在行われている維持管理等があればご教示ください。	樹木選定(年4回+適宜)と巡回及び清掃(毎日)を実施しています。
162	ホタルの育成管理	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	8	3	4_5_(1)ピオトープの小川	専門家とはどなたなのかをお示し下さい。	市学芸員としての職務経歴を持った専門家から指導を受けておりましたが、故人となったため、現在は指導内容を遵守した管理を行っています。この指導内容については、現指定管理者から引き継ぎを受けてください。
163	ホタル館	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	8	8	5_(2)ホタル館展望台	開園当初から関わられてきた専門家の関与ができなくなり、市としてホタル館のあり方やピオトープの運用について今後どのようにお考えでしょうか？新たな専門家の関与を予定していますか？また、事業提案において、事業者から新たな専門家の採用を提案することは加対象となりますか？	専門家による開園当初からのご協力もあり、ホタルの生息場所として定着した当該施設について、貴重なホタルの生息場所としての保存に努めることをピオトープでは行っていただきたいと考えています。ホタル館展望台については、見晴らしのよいこの場所を活用し、新たな提案を行っていただくことも可能ですが、その場合は現在のホタルの生態に関する資料館としての機能は移設等により残してください。加対象については別紙5評価基準書をご覧ください。
164	ホタル館展望台	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	8	8	5_(2)ホタル館展望台	貴市及び専門家がホタル館の運営についてどのようなお考えなのかをご教授下さい。	No.163の回答をご参照ください。
165	水質管理	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	8	11	5_(3)ポンプ室1・2	ポンプ室1・2では、じゃぶじゃぶ池・ピオトープの小川に流す水の循環・ろ過を実施している。とありますが、水質基準をご教授下さい。	両施設とも水質基準を設ける必要のない施設ですので基準は設けておりません。ただし、ピオトープについてはホタルの生息場所としてカワニナの発生が必須であることから、カワニナが発生する程度の水質は保ってください。じゃぶじゃぶ池についても、基準はありませんが残留塩素濃度が0.4PPMを超える水質とし、最大0.8PPM程度とすることが望ましいです。

166	井戸水利用	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	8	22	5_(6)井戸水	既存の井戸について将来的に井戸の濁水や水質変化で使用できなくなった場合の対応費用は市負担と考えて宜しいでしょうか。また井戸水の年間使用料をお示し下さい。	井戸水に水質変化等に伴う対応について責任分担を定めておりませんので、市と協議の上負担者を決定することとなります。また、井戸水の使用料については下水処理されたもののみ下水道使用料として請求が来るため、井戸水の使用料を提示することはできません。ただし、令和元年度の井戸水使用量は49,253m3になります。(下水道使用量から算出したため、畑への散水量は含まれません)
167	共用時間	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	9	1	6_(1)施設の供用日及び供用時間	要求水準書p16_2.維持管理・運営に関する要求水準_(1)公募対象公園施設(設置)の管理運営では、「公募対象施設(設置)は、各施設の特徴に応じた営業時間により運営を行うことができる」とありますが、公園全体の共用時間は9:00~18:00とあります。どちらを「正」と考えたら良いでしょうか。	公募対象公園施設(設置)の利用時間は、公園としての供用期間及び供用時間を超えて設定することができます。(例えば現状でも、閉園後の温浴施設(10:00~21:00(最終入館20:30))周辺への立ち入りは可能。)ただし車の出入りが条例に定められた駐車場の供用時間を超えるような利用形態が想定される場合は、条例改正が必要になります。
168	引継ぎ	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	10	2	6_(6)駐車場利用料金の引継ぎ等	令和5年4月1日以降の駐車場料金とは、団体予約に関するものですか？	ご理解のとおりです。ただし、現在、駐車料金の使用日以外の事前支払いや回数券及び定期券の発行は行っておりません。
169	指定管理期間中の修繕費	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	10	19	6_(8)経費等について	「施設修繕費は指定管理期間中、毎年度同額とするが・・・また、修繕費が不足すると見込まれる場合には予め本市と協議」とありますが、特に指定管理で譲渡を受ける備品については経年劣化の影響からすぐに修繕が必要となることも想定されます。また、21年の期間内に当然かかる修繕費が今までよりも多くなる事もございますので、協議のうえ予算を頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	施設修繕費が不足すると見込まれる場合には、市と協議することとなります。協議の結果、市の負担となっても、横須賀市議会の可決が必要となる場合があります。備品の修繕費については指定管理者の負担とします。
170	施設修繕費	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	10	21	6_(8)_④	施設修繕費は毎年度同額、執行残は返金とあるが、協議により積立等を行うことは可能でしょうか。	単年度予算のため不可能です。
171	備品の管理等	別紙2-1 指定管理業務内容説明書	11	3	7備品の管理等	備品リストの中で貸与不要なものは貴市にて処分して頂けるのでしょうか。	市と協議のうえ可能とします。
172	警備計画について	別紙2-2 維持管理業務仕様	1	3	1_1警備・巡回	双方の公園についての警備計画(1号警備:巡回、常駐、2号警備:交通誘導)については指定管理者の計画によるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
173	警備	別紙2-2 維持管理業務仕様	1	8	1_1警備・巡回	公園の一部では機械警備を実施しているとおあるが、防犯カメラのことでしょうか。	機械警備(セキュリティセンサー)をホテル館、温浴施設、レストラン、事務所(市設置)、休憩所棟2の一部、動物舎(現指定管理者設置)に設置しています。
174	既存図面など	別紙2-2 維持管理業務仕様	1	30	1_4その他施設の保守管理	各種施設(建物内)の給排水、空気調和、電気設備等の既存竣工図を頂くことは可能でしょうか。	参考資料6に記載しています。
175	既存図面など	別紙2-2 維持管理業務仕様	1	30	1_4その他施設の保守管理	指定管理者決定後、既存行政届出一覧をご提示頂くことは可能でしょうか。	既存行政届出については提示する予定ですが、一覧は作成していませんので、具体的な資料を指定管理者決定後に請求してください。
176	EV点検	別紙2-2 維持管理業務仕様	2	1	1_4_(1)エレベーター保守点検	EVの保守点検の契約はフルメンテナンス、POGのどちらでしょうか。また契約先はメーカー以外でもよろしいのでしょうか。	法令に基づいた保守点検が行われる内容であれば問題ありません。なお、エレベーターについては、故障中のため、保守点検を行っていません。現時点で、修繕の予定は立っていません。
177	高圧受電の保守点検	別紙2-2 維持管理業務仕様	2	7	1_4_(1)高圧受電設備	高圧受電設備における主任技術者を選任されているかと思いますが、技術者を選任しなくても良い保守点検会社(保安協会等)でもよろしいでしょうか。もしくは現行の技術者を引き継ぐことは可能でしょうか。	法令に基づいた保守点検が行われる内容であれば問題ありません。現行の技術者を引き継ぐことについては、現指定管理者と調整していただくこととなります。
178	ポンプ点検	別紙2-2 維持管理業務仕様	3	1	1_4_(4)ポンプ室の保守点検業務	ポンプ点検はメーカーによる点検でなくてもよろしいでしょうか。	法令に基づいた保守点検が行われる内容であれば問題ありません。
179	管理許可施設	別紙3 公募対象公園施設(管理)の概要及び業務内容	2	20	2_(7)修繕	説明会において、芝すべりの芝交換については市が負担するとの説明でしたが、その他の管理許可施設を含めて、修繕に関する市の負担の可能性についてはどのように理解すればよろしいですか？	公募対象公園施設(管理)の施設修繕については、指定管理対象施設とともに市が別途支払う施設修繕費(毎年度29,424千円)の範囲内で行っていただきます。ただし、市から貸与している備品についての修繕及び交換は事業者様の費用にて行っていただくこととなります。なお、交換が必要な備品については事前に市から承認を得たうえで交換し、新たな備品は事業者様の所有物となります。

180	バーベキューの学校利用	別紙3 公募対象公園施設(管理)の概要及び業務内容	6	31	2_(11)_カキャンプ棟(バーベキュー等)	学校団体などのバーベキューの例年の利用時期、金額(減免などがあるか)、件数、人数、市内、県内、市外などの内訳が分かる資料を提供いただけますか。	バーベキュー施設の利用状況の詳細については、管理許可施設のため提供できる詳細なデータはありません。なお、現在は4月、5月が最も利用が多い施設となっています。
181	キャンプ場の夜間の管理人の配置	別紙3 公募対象公園施設(管理)の概要及び業務内容	6	37	2_(11)_キキャンプ場(オートキャンプサイト含む)	宿直での対応も含まれるという認識で間違いありませんか？また、供用予定時間内であっても宿泊の利用がない場合は配置を行わない(完全にクローズする)、宿泊の利用が少ない場合は、防犯カメラの設置を含めた対策を行った上で1名のみ配置にするなど事業者の提案に委ねていただくことは可能でしょうか。	前段についてはご理解の通りです。後段については、宿泊利用が0の場合を除き、原則として2名以上で対応していただく必要があります。
182	消費税	別紙4 提案様式集	5	12	第2章_1	「消費税はすべて10%で計算」とあるが軽減税率は勘案しなくてよいのか？	消費税は10%で計算してください。
183	企業名の記載について	別紙4 提案様式集	5	22	3	応募者は匿名とされていますが、直接的な応募者ではなく連携や一部の再委託を想定する先については名称その他記載することは妨げられないということでしょうか	ご理解の通りです。応募企業または構成企業以外の名称は記載していただいて構いません。
184	作成要領	別紙4 提案様式集	5	24	3企業名の記載	正本については企業実名を記載するということですか？	ご理解の通りです。
185	参加登録申込書 参加申請書	別紙4 提案様式集			様式3 参加登録 様式5—1(応募企業用)	法人名の記載は本社となりますでしょうか。支店名で良いのであれば、本社からの委任状が必要となりますでしょうか。また捺印関係は全て支店名で直しいでしょうか。	法人名は本社で記載をしてください。
186	参加登録申込書 参加申請書	別紙4 提案様式集			様式3 参加登録 様式5—1(応募企業用)	印鑑証明・納税証明書・謄本等の書類はコピー可でしょうか。本社所在地以外(今回参加申請とする事業所所在地)の納税証明書は必要でしょうか。	印鑑証明・納税証明書・謄本等の書類はコピーも可とします。本店所在地以外の納税証明書は不要です。
187	様式3について	別紙4 提案様式集				改めての確認で恐縮ですが、参加登録申込書は代表企業のみ記載、提出という認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
188	様式5-1について	別紙4 提案様式集				応募グループ用の参加申請書にて、構成企業欄には印の文字がありませんが、捺印不要という認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
189	様式全般の代表者印について	別紙4 提案様式集				参加者の代表職及び印鑑は、市の競争入札参加資格者に記載の氏名及び印鑑を使用すればよろしいでしょうか。又は会社の代表者及び代表印となるのでしょうか。	会社の代表者及び代表印としてください。
190	樹木の間伐等	別紙7 実施協定書(案)	10	16	3_1_第21条(樹木の間伐等)	樹木の間伐等について、地域住民など関係者への説明が必要とのことですが、どのくらいの範囲と考えられておりますか。	工事着工前に長井地区連合町内会への事業説明会を想定しており、その際に樹木の間伐等の説明も行っていただきたいと思います。
191	管理許可使用料	別紙7 実施協定書(案)	11	20	3_1_第24条(施工計画書等)	着工前にすべての施工計画書及び週間工程表は難しいと思われれます。全体工程表の提出のみに変更お願いいたします。	現案の通りとしますが、着工前に提出する、週間工程表については、最初の週のみを提出してください。なお、施工計画書については、特定公園施設、各公募設置等施設の各々の着工前に提出し、着工前に記載が難しい内容については追加、変更してください。
192	災害時の対応	別紙10 指定管理者に係る基本協定書(案)	5	12	第3章_第19条_3項	「災害時の対策に係る業務により生じた人件費」は今回の新型コロナウイルスの感染対策で増員せざるを得ない場合なども含まれるのでしょうか。	No.44の回答をご参照ください。
193	経費の増大・増加	別紙10 指定管理者に係る基本協定書(案)	17	10	別紙3 経費の増大・増加	「施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加」について、消費税の増税も市の負担という理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。
194	リスク分担	別紙10 指定管理者に係る基本協定書(案)	18	34	別紙3横須賀市と指定管理者の責任分担	不可抗力には新型コロナウイルス感染拡大による影響等の疫病に関する事象も含まれますか？	No.44の回答をご参照ください。
195	リスク分担	別紙10 指定管理者に係る基本協定書(案)	18	34	別紙3横須賀市と指定管理者の責任分担	公募設置等指針P29※4に公募対象公園施設については「休業補償はしない」という記載がありますが、指定管理業務に関しては、駐車場収入の減額に対する補填等について、協議事項となりますか？	駐車場収入の減額の理由によります。

196	リスク分担	別紙10 指定管理者に係る基本協定書(案)	18	34	別紙3横須賀市と指定管理者の責任分担	休業により、指定管理料を減額される可能性はありますか？	市と指定管理者の協議によります。
197	リスク分担	別紙10 指定管理者に係る基本協定書(案)	18	34	別紙3横須賀市と指定管理者の責任分担	今回の新型コロナウイルス感染拡大により休業や利用制限をされていますが、これに当たっての現指定管理者に対する補償等の具体的対応について教えてください。	No.44の回答をご参照ください。
198	施設設備	添付資料2 既存管理許可施設一覧・概要(長井海の手公園)	4		61ゴーカートコース	平成27年3月末に撤去予定との記載があります。この添付資料2については、前回公募時の資料かと推察しますが、本資料に記載のある設備等については、当時より特段の変更はないという理解でよろしいですか？	添付資料2を修正します。
199	情報更新	添付資料2 既存管理許可施設一覧・概要(長井海の手公園)			添付資料2	情報が古いので最新のものに更新及び追記をお願いします。	添付資料2を修正します。
200	情報更新	添付資料3 既存指定管理施設一覧・概要(長井海の手公園)			添付資料3	情報が古いので最新のものに更新及び追記をお願いします。	添付資料3を修正します。
201	最新のCADデータ	添付資料6 事業範囲平面図(長井海の手公園)			平面図	本資料のベースとなっている最新のCADデータをご提供頂けませんでしょうか。	添付資料6にCADデータ(.dwg)を追加しました。
202	崖地対象範囲	添付資料6 事業範囲平面図(長井海の手公園)			事業範囲平面図(長井海の手公園)	赤枠で囲われている範囲において、崖地の範囲が公募設置等指針4頁②長井海の手公園における範囲、資料1基本計画8頁(3)隣地及び崖地の取得における範囲と異なります。どの範囲図を正とすれば宜しいでしょうか。	添付資料6 事業範囲平面図(長井海の手公園)に示した範囲を正として下さい。
203	崖地対象範囲	添付資料6 事業範囲平面図(長井海の手公園)			事業範囲平面図(長井海の手公園)	崖地の活用を検討、提案する上で、航空写真等資料を頂くことは可能でしょうか。また、写真を提案書に使用することは可能でしょうか。	対象地の資料を追加資料3として市ウェブサイトに掲載しましたので、ご活用ください。
204	自動販売機の「市への納付金」について	添付資料9 使用料の考え方	2	3	①長井海の手公園	市への納付金(売上の10%)は、公募設置等指針p17の9行目に記載されている「認定計画提出者及び指定管理者等が本市に支払う使用料の合計額」に含まれると考えてよろしいでしょうか。	自動販売機収入に係る市への納付金は、市に支払う使用料には含まれません。
205	その他	添付資料10 本事業における設置管理許可イメージ図と新規施設一覧	1	1	本事業における設置管理許可イメージ図と新規施設一覧	既存公園奥の米軍施設の通路を跨ぎ崖地への通路を確保するための方策をご教示願います。もしくは、ブリッジ等で米軍施設の通路上を跨ぐ形など、公園から隣接の崖地へのアクセス通路の設置は可能でしょうか？	海側に迂回路や米軍施設を跨ぐ方法が考えられます。米軍施設を跨ぐ提案は十分可能ですが、米軍通路内への落下防止策などが必要となります。どちらの場合においても、米軍施設管理者と協議が必要となります。
206	駐車場機器	添付資料12 主な備品状況リスト(長井海の手公園)	1	29	指定管理施設 エントランス棟一部(事務室等)	備品リストにて、エントランス棟一部(事務室等)に駐車場事前精算機1台、駐車券リーダー1台の記載があり、駐車場料金所1・2にイス、デスクの記載がありますが、駐車場料金所1・2付近に設置されている駐車場発券機、出口精算機、および附帯看板は貴市所有か現指定管理者所有かどちらでしょうか。現指定管理者所有であれば令和5年3月31日までに撤去予定でよろしいでしょうか。貴市所有であれば使用料等の発生はありますか？	駐車場における発券機及び精算機等の機械設備については、現指定管理者が入れ替え、リース契約により設置されているものです。ゆえに、指定管理期間満了時には原則撤去されるものとなります。また、駐車場料金所内に在るイスとデスクについては、市の所有備品となりますので、使用料不要での貸与となります。
207	市の所有する備品について	添付資料12 主な備品状況リスト(長井海の手公園)	1	1		市の所有する備品は、今後も継続して使用できるという理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。
208	市の所有する備品について	添付資料12 主な備品状況リスト(長井海の手公園)	1	1		市の所有する備品は、すべて故障していないという理解で良いでしょうか。	備品リストに現在の管理状況を追記いたしましたので、ご覧ください。

209	備品の取り扱い確認	添付資料12 主な備品状況リスト(長井海の手公園)	1	1	主な備品状況リスト(長井海の手公園)	備品等での耐用年数など考慮した際の20年間の期間中での備品の入れ替え等は市で対応されるとの認識で大丈夫でしょうか？また、指定管理区分における取り扱いかと認識しておりますが、その認識で大丈夫でしょうか？	前段につきましては、市所有かつ指定管理施設備品で30万円以下の修繕・交換については、指定管理者の負担によって行うものとしております。また、30万円を超えるものについては、市と協議のうえ決定いたします。後段につきましては、管理許可を受けて運営していただく施設については指定管理対象範囲外となります。
210	民間所有品のみについて	添付資料12 主な備品状況リスト(長井海の手公園)	1	2		民間所有品は、令和5年3月31日に撤去とありますが、現事業者の了解が得られれば引継ぐことは、可能でしょうか。	現指定管理者との協議により引き継いでいただくことも可能です。
211	人件費の内訳について	添付資料13 収支計算書	1	11	人件費	人件費の内訳を開示いただけないでしょうか。例えば、常勤何名、非常勤何名等	人件費の内訳については非開示とさせていただきます。
212	事務費について	添付資料13 収支計算書	1	17	事務費	現在リースしている備品等を開示いただけないでしょうか	駐車場機械式設備一式、照明施設の一部(LED化した施設)がリースとなります。
213	委託事業者について	添付資料13 収支計算書	1	22	委託費	委託事業者を開示いただけないでしょうか	委託事業者については非開示とさせていただきます。
214	収支内訳	添付資料13 収支計算書	1		本社経費等	本社経費等とは、実質的な各社の利益相当分になりますか？	提供資料を踏まえ、ご検討ください。
215	収支内訳	添付資料13 収支計算書	1		保険料	保険料の内訳(種別)を教えてください。	保険料の内訳は以下の通りです。 賠償責任保険 : 公園施設、生産物(PL)、ロードトレイン、レンタル自転車 傷害保険 : 行事参加者(全員) 自動車保険(任意): 車両 交通事故傷害保険 : レンタル自転車利用者
216	収支内訳	添付資料13 収支計算書	1		保険料	施設賠償責任保険や建物災害保険に要する費用は指定管理上の経費となりますか？	指定管理対象施設についてはご理解の通りです。
217	収支内訳	添付資料13 収支計算書	1		保険料	保険を適用した場合に、次年度以降の保険料のアップが見込まれますが、この部分も提案する指定管理料の中で考慮する必要がありますか？それとも、別途市との協議事項となりますか？	保険料の増額分についても見込んで提案してください。
218	収支確認	添付資料13 収支計算書	2	1	管理許可施設収支計画書	温浴施設の収益が著しく悪い(赤字)様ですが、その要因のご開示は可能でしょうか？また、温浴施設に関しては継続が基本としての認識ですが、運用方法などの提案は可能でしょうか？	前段については、提供資料を踏まえ、ご検討ください。後段については、運用方法については要求水準を満たす範囲で、既存利用者のニーズを踏まえ、自由に提案してください。
219	収支内訳	添付資料13 収支計算書	2		本社経費等	本社経費等とは、実質的な各社の利益相当分になりますか？	No.214の回答を参照してください。
220	収支内訳	添付資料13 収支計算書	2		保険料	保険料の内訳を教えてください。	No.215の回答を参照してください。
221	収支内訳	添付資料13 収支計算書	2		保険料	28年度以降保険料が計上されていませんが、各種保険は付保されていると推察します。どのような取扱いになっていますか？	No.215の回答を参照してください。
222	収支内訳	添付資料13 収支計算書	11		FF	FFの収支が、30年度のみ高利益となっていますが、その要因は何ですか？	提供資料を踏まえ、ご検討ください。
223	収支内訳	添付資料13 収支計算書				各期における収支の変動要因は主にどのようなことが考えられますか？	提供資料を踏まえ、ご検討ください。

224	収支内訳	添付資料13 収支計算書				指定管理業務の収支がマイナスになった場合、自主事業や管理許可施設の収益を補てんの原資にすると推察しますが、それでも不足する場合は、事業者が自らの資金にて補填しているということですか？	提供資料を踏まえ、ご検討ください。
225	収支内訳	添付資料13 収支計算書				収支の累積実績では、観覧車等の投資回収は難しいと推察しますが、指定管理業務や管理許可施設における「本社経費等」が実質的な事業者の利益となっており、それが投資回収の原資になっているということですか？	提供資料を踏まえ、ご検討ください。
226	レストラン	添付資料14 入場者数及び有料施設利用状況	6	1	入場者数及び有料施設利用状況	既存レストランについて、過去3年分の利用者数及び売上は記載いただいておりますが、レストランごとの平均客単価、席数、メニュー及び価格をご教示願います。	長井海の手公園ウェブサイト、添付資料14及び参考資料6等からご検討ください。
227	POSデータ開示	添付資料14 入場者数及び有料施設利用状況	6	1	入場者数及び有料施設利用状況	各種有料施設で利用されているPOSレジのPOSデータへのアクセス、またはデータ開示は可能でしょうか？ もしくは、すでに分析されている資料等ありましたら開示可能でしょうか？	POSデータの開示は想定していません。
228	入場者数	添付資料14 入場者数及び有料施設利用状況			入場者数	入場者数のカウント方法は？	骨格認証によるカウンターを指定管理者が設置し、カウントしています。
229	入場者数	添付資料14 入場者数及び有料施設利用状況			入場者数	駐車台数に基づく換算や無料入園を前提とするゲートセンサー管理では、入場者数の数値の正確性は乏しいと推察しますが、どの程度の精度がありますか？	入園者数のカウント方式は現在の指定管理者に管理が移行してから以下のような変遷を遂げており、それぞれの正確性について数値化することは難しいですが、センサー認証の正確性は現在の機器が一番精度が高いものになります。 2015年度 駐車場スタッフによる手動でのカウント→赤外線カウンター 2016年度～2018年度 サーモカウンター 2019年度～ 骨格認証カウンター (いずれも指定管理者設置)
230	収穫体験	添付資料14 入場者数及び有料施設利用状況			体験施設	収穫体験の参加人数と売上の数値には、撤去した温室棟におけるいちご狩り等の利用分も含まれていますか？含まれている場合、各年度の具体的な数値の内訳を教えてください。	ご理解のとおりです。 また、いちご狩りは平成27年度で終了しておりますが、翌28年度からはトマトの栽培を行っており、平均して年間利用者数4,300人、年間4,000,000円程度の売り上げがあります。 なお、温室棟内の気温が上がりすぎることや台風被害の修繕等の影響により、例年7月～10月の期間は収穫体験を行っておりません。
231	入場者数について	添付資料14 入場者数及び有料施設利用状況			入場者数及び有料施設利用状況	令和2年度の7月までの入場者数及び有料施設利用状況は、コロナ禍の状況で減少していると想定しますが、どの程度の減少しているかを開示いただけませんか？	追加資料4をご覧ください。
232	エネルギー利用	添付資料16 各種エネルギー等使用状況	1	1	水光熱費使用実績	現在の太陽光パネルの蓄電実績や運用実績をご教示願います。	運用実績はありません。蓄電池が使用不可であり、帯電されていない状況にあります。
233	水光熱費実績確認	添付資料16 各種エネルギー等使用状況	1	1	水光熱費使用実績	現在は東京電力以外の売電事業者等からの電力供給で運用されておりますでしょうか？ また、その様な実施であれば、売電事業者の公表は可能でしょうか？	平成30年度途中から高圧のみ新電力に移行しております。 売電業者の公表は出来かねます
234	水光熱費実績確認	添付資料16 各種エネルギー等使用状況	1	1	水光熱費使用実績	現在の電気使用量の管理メーター数及び個別の利用明細を過去3年(使用料と金額)ご開示願います。	子メーターについては21個となります。子メーターの記録はしておらず、提供できるデータはありません。
235	水光熱費実績確認	添付資料16 各種エネルギー等使用状況	1	1	水光熱費使用実績	現在の上下水の管理メーター数及び個別の利用明細(使用料と金額)を過去3年ご開示願います。	子メーターについては上水12個、下水16個となります。子メーターの記録はしておらず、提供できるデータはありません。

236	水光熱費実績確認	添付資料16 各種エネルギー等使用状況	1	1	水光熱費使用実績	お示しの資料の実績は指定管理区分だけでしょうか？設置許可施設の実績も含んでおりますでしょうか？	許可施設の実績も含まれています。
237	エネルギー使用量	添付資料16 各種エネルギー等使用状況			各種エネルギー等使用状況	施設別(温浴施設・レストラン等)のデータを教えてください。	子メーターの記録はしておらず、提供できるデータはありません。
238	修繕	添付資料17 修繕実績(直近3か年)	2			※に「建物保険対応分も含まれる」とありますが、保険請求にて充当した修繕費も含まれているということですか？	含まれません。添付資料17を修正します。
239	修繕	添付資料17 修繕実績(直近3か年)	2			※に「建物保険対応分も含まれる」とありますが、年度修繕費予算29,424千円には保険対応分も含まれるということですか？	含まれません。添付資料17を修正します。
240	修繕費	指定管理業務内容説明書	10	12	6_(8)経費等について	公募対象公園施設(設置)の新たに認定計画提出者が整備した部分の修繕・更新費用は本市から支払われる施設修繕費使用範囲の対象外と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
241	民間所有品	添付資料12	1	1	指定管理施設	所有備品について市所有品(オレンジ)、民間所有品(青)の網掛けがありますが、白部分の項目の民間所有品についても令和5年3月31日までに撤去されると考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
242	修繕実績	添付資料17			修繕実績(直近3か年)	修繕実績について開園当初からの修繕実績や修繕履歴をご提示頂くことは可能でしょうか。	追加資料5をご覧ください。
243	設備仕様	添付資料3			NO.44災害時対応機能付き電源供給システム	No. 44の災害時対応機能付き電源供給システムの詳細仕様・容量・メーカー・型式をご指示お願い致します。また災害時どの設備への電源供給となるのでしょうか。	追加資料6をご覧ください。 災害時対応機能付き電源供給システムについては、駐車場に設置されたソーラーパネルで発電された電力を蓄電施設に蓄電させ、災害等緊急時における停電時等においてソーラー発電して貯めた電力を使用し、EV自動車充電器や井戸水ポンプ等を動かすことができます。 また、EV自動車のバッテリーから給電も行うことができる仕様となっております。 なお、EV自動車充電器及び井戸水ポンプ等について、通常時は自家発電ではなく契約電力を使用し、稼働しております。
244	事業所税の有無					事業所税について記載のある資料がないが、当該税の有無と、有る場合はその計算方法について	事業所税は人口30万人以上の市等が課税団体として指定されており、大都市地域等における都市環境の整備等のために充てる目的税となります。 横須賀市内で事業を行う個人・法人ともに、免税点を超える場合は、基本的に事業所税の納税義務が生じます。 事業所税の課税対象は、①「資産割」と②「従業者割」の2種類あり、それぞれの免税点については以下のとおりとなります。 ①資産割:事業所総床面積(当該公園以外の事業所も含む)が1,000㎡を超える場合課税対象 ②従業者割:従業員数(当該公園以外の事業所も含む)が100人を超える場合課税対象 また、税率については以下のとおりとなります。 ①資産割:1㎡につき600円 ②従業者割:給与支払額の0.25%